

倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー制度」(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高梁川流域圏とは、新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市をいう
- (2) 団体等とは、企業(個人事業主含む)、教育機関、その他団体という
- (3) 「ヒト」とは、人材、知識、技術、ボランティア派遣等による協力をいう
- (4) 「モノ」とは、商品、景品の物品や寄附等の提供をいう
- (5) 「コト」とは、事業、イベント、研修会、講演会等の実施をいう
- (6) ホームページとは、倉敷市が管理・運営するSDGsの普及啓発用ウェブサイトをいう

(本制度の目的)

第3条 本制度は、倉敷市とともに、SDGsの理念を踏まえ、SDGsの達成に向けて取り組む団体等を「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー」(以下「本会」という。)として登録し、経済・社会・環境の三側面の調和を図りながら、高梁川流域圏の地域課題の解決に向けた取組やSDGsの普及啓発など、SDGsの達成に向けて推進することを目的とする。

(事務局)

第4条 本制度の事務は、倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室(以下「事務局」という。)が所管する。

(登録の対象)

第5条 登録の対象となる団体等は、次の各号のすべてに該当しており、経済・社会・環境の三側面の調和を図りながらSDGsの達成に向けて取り組む意欲があるものとする。

- (1) 倉敷市、または、倉敷市を含む高梁川流域圏においてSDGsの達成に向けて取組をしている、または、取り組む意欲を有しており、目指しているSDGsのゴールが明確であること
- (2) 自らが有する「ヒト」「モノ」「コト」の資源について、可能な場合は、倉敷市、または、倉敷市を含む高梁川流域圏の市町に協力する意向を有していること

2 前項の規定にかかわらず、事務局は次の各号のいずれかに該当すると認める団体等を対象としない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき更生又は再生の手続をしている団体等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)並びに同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっている団体等
- (3) 法令や公序良俗に反する事業を行っている団体等
- (4) その他登録をすることがふさわしくないと事務局が認める団体等

(申請)

第6条 本会への会員登録を希望する場合は、ホームページより申請するものとする。

2 事務局は前項の申請にあたり、必要に応じ団体等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(登録の決定)

第7条 事務局は第6条第1項の規定により登録の申請を受けた場合は、第5条に規定する要件に適合することを確認し、ホームページへ掲載を行う。

2 ホームページへの掲載をもって本会への登録を決定とする。

(変更)

第8条 会員登録後、登録情報に変更が生じた場合は、会員自らがホームページより変更の手続きをすることができる。

2 事務局は前項の変更にあたり、必要に応じ団体等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(登録の期間)

第9条 本会の登録期間は、ホームページへ掲載した日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1ヵ月前までに脱会の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても、本制度を廃止するまで同様とする。

(禁止事項)

第10条 次の事項に該当する活動をしてはならない。

- (1) 本会の信用を著しく損なう又は損なうおそれがある活動
- (2) 他者の取組に対する批判その他本制度の目的に照らして適当でない活動
- (3) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を目的とした活動
- (4) 法令や公序良俗に反する活動

(脱会・登録の取消し)

第11条 本会からの脱会を希望する場合は、会員自らがホームページより脱会の手続きをすることができる。

2 次の各号に該当する場合、事務局は登録をしない又は登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 前条各号に該当する活動をしていることが判明した場合
- (3) 第5条の登録の対象団体等でなくなったことが判明した場合
- (4) 解散又は営業を停止した場合
- (5) 事務局からの連絡がとれなくなるなど、会員継続の意思がないと認められる場合
- (6) その他本会の運営にあたって重大な支障が生じると認められる場合

(その他)

第12条 この要領で定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

付則

この要領は、令和3年3月29日から施行する。